

令和6年度からの特別支援教室改編に関するQ&A

令和5年9月25日

No.	質問	お答え
1	何がどのように変わるのですか。	現在、特別支援教室の学びの一形態である小集団指導（「S教室」「中学S教室」）については、学区で決められた拠点校にお子さんが通う形で指導を行っています。令和6年度からは、お子さんが普段通っている学校（在籍校）において小集団指導を受けられるよう、仕組みを改編する予定です。
2	どうして令和6年度から変わるのですか。	西東京市の特別支援教室は、小学校は平成30年度から、中学校は令和3年度から市内全校で実施しています。開設から数年経過し、特別支援教室の存在が知られるようになって来たことから、小集団を組むグループ化が在籍校でも行えるようになったため、来年度から改編するよう予定しています。
3	現在小集団指導を利用しています。もし来年度も通室することになった場合、今通っている拠点校に通い続けることはできますか。	できます。お子さんが通う場所については、在籍校が基本ですが、現在お通いの拠点校の場所を希望する場合はその意向を大切にしていきます。現在通室しているお子さんの保護者の方には、今後別途お知らせをする予定です。
4	特別支援教室にはどのようにして入室できますか。	担任、教育支援コーディネーターや学校管理職（校長や副校長）、本人・保護者で相談したことをもとに学校で検討し、学校と教育委員会の連携による判定委員会の判断で入室を決定します。
5	入室した場合、いつからいつまで指導を受けるのですか。	基本的な指導開始のタイミングは4月か10月です。標準的な指導期間は1年間ですが、一人ひとりに応じて年度ごとに期間や方針を確認して延長や終了時期を考えていきます。
6	特別支援教室に通室した際、クラスの授業はどうすればいいのですか。	特別支援教室での指導は、週1回、日中の時間割の中で一定数の時間を特別支援教室の指導に充てていきます。受けられなかった在籍学級での授業については、学級担任始め学校から可能な限りフォローしており、また、受けられない授業科目に偏りが生じないように時間割を工夫する等対応してまいります。
7	成績が伸びないことに悩んでいます。特別支援教室に通えますか。	特別支援教室の指導は、教科の補充や成績の向上が目的ではなく、主に学習意欲の向上、学習方法やコミュニケーション力を身につける等について重点的に取り組んでいくことを目的としています。成績の伸び悩みに関しては、まずは担任等に相談し、その原因などを探ることから始めましょう。その上で、必要な支援の一つとして特別支援教室の利用が有意義であるとなった場合、入室を一つの選択肢として考えていきます。
8	特別支援教室の巡回指導教員が、拠点校から巡回し指導する仕組みなのはなぜですか。	特別支援教室では、児童・生徒の状態に応じて、一人一人の指導内容が異なることから、指導を行う担当教員が、指導の方法や教材等を互いに共有したり、複数校の児童・生徒の指導に関わり多様な実践事例を蓄積したりできる体制とすることで、指導の質を向上させていくことが重要です。そのため、拠点校に集中的に配置し、巡回する仕組みとなっています。